EU によるアザラシ製品の販売禁止措置

(申立国:カナダ (DS400)・ノルウェー (DS401) /被申立国: EU) (パネル報告書 WT/DS400, 401/R、配布日: 2013年10月8日。 上級委員会報告 WT/DS400, 401/AB/R、配布日: 2014年5月22日)

小寺智史(西南学院大学)

I. 事実の概要

1. 問題となった措置

本件でカナダとノルウェーによって問題とされたのは、「EU アザラシ制度(EU Seal Regime)」と呼ばれる EU のアザラシ製品に関する措置である。同制度は、2009年の規則 1007 号(基本規則)と 2010年の規則 737 号(実施規則)によって構成される。

EU は同制度の下、イヌイット等の先住民族によって狩猟されたアザラシからなるアザラシ製品(先住民族 Indigenous Communities, IC 条件)、海洋資源管理のために狩猟されたアザラシからなるアザラシ製品(海洋資源管理 Marine Resource Management, MRM 条件)、または旅行者等によって域内に持ち込まれたアザラシ製品(旅行者 Travellers 条件)ではない、すべてのアザラシ製品の EU 市場への導入を禁止した。

2. 当事者の主張

申立国であるカナダとノルウェーの主張は以下の 5 点である。(1) EU アザラシ制度の IC 条件と MRM 条件が、スウェーデンやフィンランドといった EU 諸国産やグリーンランドなどの諸外国産のアザラシ製品よりも、カナダ及びノルウェーのアザラシ製品に不利な待遇を与えることから、GATT1.1 条及び 3.4 条、さらに TBT 協定 2.1 条に違反する、(2)同制度は正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であり、よって TBT 協定 2.2 条に違反する、(3)同制度の下での一定の手続的要件が、適合性評価に関する TBT 協定 5 条に違反する、(4)同制度の 3 つの条件が数量制限を課すことから、GATT11.1 条に違反する、(5)同制度の適用により、カナダとノルウェーの利益が無効化侵害された。

それに対して EU は、同制度が WTO 上の諸義務に完全に適合的であり、GATT20 条(a)(b) 及び TBT 協定 2.1 条によって正当化されると反論した。 (7.1-7.6)

3. 違反が申し立てられた規定

GATT1.1 条、3.4 条、11.1 条。 TBT 協定 2.1 条(カナダ)、2.2 条、5.1.2 条、5.2.1 条。 農業協定 4.2 条(ノルウェー)

4. 手続

(1) 時系列

2009年	11月2日	カナダによる協議要請
	11月5日	ノルウェーによる協議要請
2011年	2月11日	カナダによるパネル設置要請
	3月14日	ノルウェーによるパネル設置要請
	3月25日	パネル設置(カナダ)
	4月21日	パネル設置(ノルウェー)
2013年	9月3日	中間報告
	11月25日	パネル報告書配布
2014年	1月24日	カナダ、ノルウェー上訴通知
	1月29日	EU 上訴通知
	5月22日	上級委報告書配布
	9月5日	RPT について合意(16 箇月)

(2) パネルの構成

L. Wasescha (議長)、E. Chelliah, P. Holmes

(3) 上級委員会の構成

T. Graham (議長)、S.W. Chang, Y, Zhang

(4) 第三国参加

アルゼンチン、カナダ (DS401)、中国、コロンビア、エクアドル、アイスランド、日本、メキシコ、ナミビア (DS401)、ノルウェー (DS400)、ロシア、米国。

Ⅱ. パネル報告の要旨

1. 先決的問題

(1) EU アザラシ制度の性質

カナダとノルウェーが、同制度をアザラシ製品の域内輸入のための要件を設定するものと主張したのに対して、EU は、3 つの例外を伴うアザラシ製品の一般的禁止と主張した。これに対して、パネルは、EU アザラシ制度を、1 つの例外と 2 つの逸脱を伴う、アザラシ製品の輸入禁止と性質決定した(7.56)。

(2) 検討順序

義務的な検討順序が存在しない限り、パネルは、諸規定の「構造と論理」に従い、検討順序を構成する裁量を有している(7.64)。「問題となっている措置が強制規格である場合、

TBT 協定に関する検討が **GATT** に関する検討に先立つ」(7.67) のであり、**TBT** 協定の検討から始める (7.69)。

(3) DSU13条(省略)

2. TBT 協定

(1) EU アザラシ制度は「強制規格」(1.1条) か否か

ある文書が強制規格か否かの法的テストとして、ECアスベスト事件上級委が提示した3つの基準、すなわち①文書が同一の製品または製品のグループに適用されること、②文書が製品の1つ以上の特性を規定していること、及び③製品の特性の遵守が義務的であること、を参照する(7.85)。

<u>この点、EUアザラシ制度は、アザラシが含まれうるすべての産品の特性を規定するため</u> ②の要件を満たし(7.111)、さらに①及び③の要件も満たす(7.117, 7.124)。よって、EU アザラシ制度はTBT協定 1.1 条の「強制規格」を構成する(7.125)。(\Rightarrow 上級委)

(2) カナダによる 2.1 条に関する主張

(i) 総論

2.1 条は最恵国待遇義務と内国民待遇義務を含む。カナダは、自国産品がグリーンランド産の同種の産品よりも不利な待遇を付与されているという点で前者の義務に、また域内産品よりも不利な待遇を付与されているという点で後者の義務に EU が違反していると主張するが、①輸入産品と域内/他国産品が同種であること、②輸入産品に付与されている待遇が国内/他国産品よりも不利であることを立証しなければならない (7.129)。

この点、付与される待遇が不利であるためには、次の2つの要素を検討する必要がある。すなわち、①問題となっている措置が、国内/他国産産品との競争機会について、輸入産品に不利な効果(detrimental impact)をもたらしているか否か、②もたらしているとして、輸入産品への不利な効果が、輸入産品への差別を反映するというよりもむしろ、正当な規制上の区別(legitimate regulatory distinction)に排他的に起因するものか否か、という要素である(7.131)。

(ii) 同種性

この点、産品の同種性については紛争当事者双方とも争っておらず、EU アザラシ制度で禁止される製品(非適合製品)と例外の下許容される製品(適合製品)は、TBT2.1条の「同種の産品」である(7.140)。

(iii) 不利な効果

続いて、EUアザラシ制度が不利な効果をもたらしているか否かについて、カナダは、カナダ産と EU 域内・他国産の製品全体(適合製品・非適合製品)を比較した場合、カナダ産製品に対する「事実上(de facto)の差別」が存在すると主張した。それに対して、EU

は、カテゴリー別 (category-to-category) 比較、すなわち適合製品というカテゴリー内、 非適合製品というカテゴリー内での製品間の比較を主張し、各カテゴリー内においてカナ ダ産製品と域内・他国産製品との間に差別は存在しないと反論した。

パネルはカナダの主張を採用し、カナダ産製品 (C+H) を、域内製品 (A+F) 及びグリーンランド産製品 (D+I) と比較した。その結果、ほとんどが非適合製品であるカナダ産アザラシ製品の競争機会に不利な効果があると認定した (7.170)。

				他国	
	域内	ノルウェー	カナダ	グリーンラン ド	その他
非適合製品	A	В	C	D	E
適合製品 (IC, MRM)	F	G	Н	I	J

(iv) 正当な規制上の区別

問題となる強制規格が輸入産品に対して事実上(*de facto*) 不利な効果をもたらしたとしても、それが正当な規制上の区別に排他的に起因する場合、TBT 協定 2.1 条に反しないことがあり得る(米国 COOL 措置事件上級委報告その他)(7.171-7.173)。よって、EU アザラシ制度は上記要件に該当するか否かが問題となる。

EU が正当化しなければならない規制上の区別は、先住民族によって狩猟された (IC) アザラシ及び海洋資源管理のために狩猟された (MRM) アザラシと、それ以外のアザラシとの区別である (7.177)。EU は、同区別が狩猟の目的に基づく、すなわち、許容される狩猟が「非商業的」であるのに対して許容された狩猟は「商業的」であり、これが異なる道徳的考慮及び動物の福祉をもたらすと主張する。他方で、カナダは、「商業的」「非商業的」という区別は正当ではないと反論した。

これに対してパネルは、アザラシ及びアザラシ猟の物理的環境、アザラシの特徴、人道的狩猟方法(気絶、意識喪失の確認、実効的な血抜きの3段階)を確認し、アザラシ猟において人道的狩猟方法を採用することの一定の困難さを認める(7.222-7.224)。また、非商業的狩猟と商業的狩猟の相違について、商業的動機により、限られた期間により多くのアザラシの狩猟するように促される限りにおいて、アザラシに動物の福祉上のリスクをもたらしうるとする(7.245)。

・商業的狩猟と先住民族による狩猟の区別の正当性

EUによる IC 区別が「正当」か否かについて、パネルはまず、米国 COOL 措置上級委報告を引用し、正当性の分析は、措置の目的及び「企図、設計、明らかになった構造、運用」を含む「特別の事情」に照らして行わなければならないと指摘し、正当とされるためには、当該区別が「公平な方法 (even-handed manner)」で企図・適用されなければならないと

述べる(7.257)。そのうえで、TBT 協定 2.1 条と 1994 年 GATT20 条柱書の類似性を指摘し、差別が「恣意的または正当と認められない」か否かを判断するためには、当該差別の「原因または正当化自由(the "cause" or the "rationale"」を分析しなければならないと示したブラジル再生タイヤ事件上級委報告を参照する(7.258)。

そこで、①EUによる区別が EU アザラシ制度の目的と合理的に(rationally)関連しているか、②関連していない場合、当該区別を正当化しうる何らかの原因または正当化事由が存在するか、③問題となる区別が「公平性」を欠くような形で「恣意的又は正当化できない差別を構成する方法で企図・適用」されているか、という3つを検討する。(7.259) ①ECアザラシ制度の目的との関連性

同制度の目的とは、アザラシの福祉に関する EU 公衆の道徳的関心に応えることである。 しかし、同様の関心は先住民族による狩猟(IC 狩猟)にも伴い、罠や網を用いる狩猟はア ザラシに著しい苦痛をもたらしうる。よって、IC 狩猟か否かの区別は、アザラシの福祉に 関する EU 公衆の道徳的関心に応えるという目的と合理的な関係はない。(7.274-7.275).

②正当化可能な原因または事由

EU は、狩猟の「目的」が商業的狩猟と IC 狩猟を区別し、IC 狩猟がアザラシにもたらす 苦痛のあらゆる危険性を正当化すると主張する(7.278)。しかし、規制上の区別の正当性 の分析は、例えば TBT 協定 2.2 条の意味における正当な目的が存在するか否かではない。 正当な目的の存在は、TBT 協定 2.1 条の差別を自動的に正当化するものではなく、不利な 効果が「正当」な目的に起因するか否かを検討しなければならない(7.279)。狩猟の目的 の相違が区別の正当化可能な原因または事由を構成するか否かを判断するためには、IC 狩猟の目的が商業的狩猟と(どのように)異なるのか、また狩猟目的の相違が、商業的狩猟と IC 狩猟に関する措置の違いを正当化するのか、を検討しなければならない。(7.282)

この点、IC 狩猟が商業的な側面を持ちつつも、狩猟者としてのアイデンティティと結びつくその生存的(subsistence)な側面はイヌイットの生活、文化、伝統にとって重要であり、その限りにおいて、商業的狩猟の目的と区別される(7.289)。続いて、この目的の相違が区別を正当化するかについて、区別の原因又は事由が措置の主要な目的と関連していない以上正当化できないというカナダの主張に同意しつつも、特別の原因又は事由の正当化可能性はケースバイケースで検討しなければならない(7.296)。アザラシの福祉の保障とは合理的に関連性を有しないものの、EU アザラシ制度において IC アザラシ製品に認められた例外の原因又は事由は正当であり、イヌイットの利益の保護は商業的狩猟と IC 狩猟との区別を正当化する(7.298)。

しかし、EU 公衆が一般的にアザラシの福祉への道徳的関心を有していることは示されたが、アザラシの福祉よりもイヌイットの利益の保護により高い道徳的価値を認めているという証拠は示されず、区別の原因又は事由と「EU 公衆の道徳基準」が関連しているとはいえない(7.300)

③企図・適用方法の公平性

2010年にEUアザラシ制度が導入されて以降、グリーンランドがIC 例外が適用された唯一のイヌイット共同体であり、この事実のみでは当該例外の企図・適用が恣意的であったとは言えない。しかし、当該例外の企図・構造における「本質的な」欠陥が、他のイヌイット他先住民族による例外の享受を潜在的に妨げていたことを示唆しているかもしれない(7.306)。実際、グリーンランドにおけるアザラシ捕獲の商業的側面の進展度、グリーンランドにおけるアザラシの皮の取引量、グリーンランド、カナダ、ノルウェーにおけるアザラシ製品産業の統合的性質といった諸要素は、グリーンランドにおけるアザラシ猟の目的が、商業的狩猟と密接に関連する性質を有していることを示している(7.313)。IC 例外の文書、立法史、実際の適用は、同例外の企図・適用の公平性に深刻な疑義を呈示する。IC 例外は、すべての潜在的な受益者が例外を享受するように公平な方法で企図・適用されていない(7.318)。

商業的狩猟とIC狩猟の目的に基づく区別は正当であるが、公平な方法で企図・適用されていない。よって、EUアザラシ制度のIC例外は、カナダのアザラシ製品に対する不利な効果が正当な区別に排他的に起因することが立証されず、TBT協定 2.1 条に違反する。 (7.319)

・商業的狩猟と海洋資源管理狩猟の区別の正当性

①ECアザラシ制度の目的との関連性

MRM 狩猟は商業的狩猟よりもその規模において小さいが、アザラシ猟におけるアザラシの福祉に関する関心を一般的に生ぜしめる (7.337)。MRM 区別はアザラシの福祉に関する EU 公衆の道徳的関心に応えるという目的と合理的に関連していない (7.340)。

②正当化可能な原因または事由

MRM 狩猟と商業的狩猟の目的が異なる性質・性格を有するという主張は説得的ではない。 さらに、仮に存在したとして、目的の相違は、アザラシの福祉に関する EU 公衆の道徳的 関心に応えるという目的との関連性の欠如を正当化するのに不十分である(7.344)。よって、MRM 狩猟の目的に基づいて EU が主張した正当化事由(rationale)は、アザラシの福祉 に関する EU アザラシ制度の目的との合理的関連性が欠如するなかで、MRM 区別を正当化しない(7.346)。

それゆえ、EU アザラシ制度の MRM 例外がカナダのアザラシ製品にもたらす不利な効果が、正当な規制上の区別に排他的に起因することが立証されなかった(7.347)。

③企図・適用方法の公平性

現在、スウェーデンのみが、MRM 例外の下、アザラシ製品の流通を許可する文書を発行可能な認証機関を有しており(7.349)、立法過程からも MRM 例外が EU 加盟国の状況を念頭に企図されたことを示している (7,351)。MRM 例外は公平に企図されていない (7,352)。

(v) TBT 協定 2.1 条に関する結論

以上から、EU アザラシ制度の MRM 例外は、同例外がカナダのアザラシ製品にもたらす

不利な効果が正当な区別に排他的に起因することが立証されず、TBT 協定 2.1 条に違反する (7.353)。

(3) TBT 協定 2.2 条

(i) 総論

「パネルはまず、加盟国が強制規格によって何を達成しようとしているのかを評価し、続いて、その目的が正当か否かを分析しなければならない……強制規格が 2.2 条の意味において『必要である以上に貿易制限的』であるかの判断には様々な要素の評価を伴うが、パネルは、(i)措置が目的の達成に果たす貢献の程度、(ii)措置の貿易制限性、(iii)目的が達成できないことによって生ずる危険性の性質と程度、を含む要素を考慮することから始めるべきである」とする米国マグロ Π 事件上級委報告を引用する(7.355)

(ii) EU アザラシ制度の目的

EU アザラシ制度の目的を、法令の文言、立法史、並びに問題となっている強制規格の構造及び運用に関するその他の証拠に基づき明らかにする(7.377)。米国賭博事件パネル報告等を引用し、GATS14条及び GATT20条(a)で展開されてきた「公徳・公衆の道徳 (public morals)」の解釈を参照する(7.379-382)。ある措置が、規制を及ぼす加盟国の社会に存在する関心に関連する公徳に応えることを目的としているか否かという問題は、①当該関心が社会に存在しているか否か、②かかる関心が、規制を及ぼす加盟国により、「自らの価値体系・尺度に従い、その領域において定義・適用される公徳」の範囲に含まれるか否か、の評価を求める(7.383)。

この点、①については、EU アザラシ制度の文言、立法史、構造及び運用その他の証拠から、アザラシの福祉に関する公衆の関心が存在すると認定(7.404 し、②についても、動物の福祉が EU における倫理的又は道徳的問題であることを確認する(7.409)。EU のアザラシ制度の目的とは、EU 公衆のアザラシの福祉に関する道徳的関心に応えることである。この関心は次の 2 つの側面を有する。すなわち、①アザラシの非人道的な狩猟、及び②非人道的に狩猟されたアザラシ製品の市場を維持する経済活動への消費者としての関与、という側面である(7.410)。

(iii) 目的の正当性

「公徳(public morals)」それ自体は、TBT 協定 2.2 条及び同協定前文第 $5\cdot6$ パラグラフの列挙事由に含まれていないが、GATT20 条や GATS14 条は加盟国が公徳をきわめて重要とみなしていることが示しており、TBT 協定 2.2 条の「正当」な目的の範囲に含まれる(7.418)。アザラシの福祉に関する公衆の道徳的関心に応えることは、TBT 協定 2.2 条の下「正当」とみなしうる(7.421)。

(iv) 貿易制限性

①EC 制度の貿易制限性、②措置の目的への貢献度、③代替措置の利用可能性を検討する (7.422)。①について、EU アザラシ制度は貿易制限的であると判断する (7.426)。②につ

いては、「貢献の程度は強制規格の企図、構造、運用及び適用から明らかとなる」という過去の判例(米国マグロII事件、米国 COOL 措置事件上級委報告)を参照(7.441)し検討した結果、EU アザラシ制度が「アザラシの福祉に関する公衆の道徳的関心に応える」という目的に貢献していると結論する(7.460)。③については、申立国が主張する代替措置(アザラシの福祉に関する基準設定、認証、ラベリング)は、基準設定の困難さなどの理由から合理的に利用不可能であると結論づける(7.504)。

よって、EU アザラシ制度は、TBT 協定 2.2 条の意味において、必要である以上に貿易制限的ではない (7.504)。

(4) TBT 協定 5 条—省略

3. 1994年GATT

(1) 1994 年 GATT と TBT 協定の関係

近年の3つの判例(米国マグロII事件、米国クローブタバコ事件、米国 COOL 措置事件上級委報告)を確認する(7.581-7.587)。1994年 GATTの下、「不利でない待遇」基準は、同種の国内産品に対する、輸入産品の市場における競争条件を変更することを禁止する。他方で、TBT協定では、「不利でない待遇」基準は、正当な規制上の区別に排他的に起因する輸入産品への不利な効果を禁止しない(7.585)。よって、TBT協定2.1条の下での無差別義務に関する法的基準は、1994年 GATT1.1条及び3.4条の下での主張に「平等に適用」されない(7.586)。

まず EU アザラシ制度の一定の側面が、グリーンランド及び域内産のアザラシ製品との関係で、カナダ及びノルウェーのアザラシ製品の競争条件を変更したか否か、また変更した場合、GATT20条によって正当化されるか否かを検討する(7.587)。

(2) GATT1.1 条

GATT1.1 条違反を立証するためには、次の3つの要素を満たさなければならない。すなわち、①GATT1.1 条が対象とする種類の「利益、特典、特権又は免除」であり、②これら利益が「即時かつ無条件」に許与されておらず、③それが他のすべてのWTO加盟国の領域の原産の同種の産品又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対するものであること(インドネシア自動車事件上級委報告)(7.593)。本件においてEUの制度は①から③のすべてを満たし、よって、GATT1.1 条に違反する(7.600)。

(3) GATT3.4 条

GATT3.4 条との整合性を評価するためには、次の3つの要素を検討しなければならない。 すなわち、①措置が、国内における販売、販売のための提供、購入又は使用に関する法令 及び要件であるか否か、②問題となる産品が同種か否か、③輸入産品に対して国内産品よ りも不利な待遇が許与されているか否か、という 3 つである(韓国牛肉事件上級委報告) (7.605)。本件において EU の制度は①から③のすべてを満たし、よって、GATT3.4 条に違反する (7.609)。

- (4) GATT20条
- (i) GATT20 条(a)

GATT20条(a)の意味における措置の必要性は、「すべての関連する要素、特に措置の目的への貢献度、貿易制限性、問題となる利益又は価値の重要性の比較衡量の過程」を通じて決定される(ブラジル再生タイヤ事件上級委報告)。まず、「アザラシの福祉に関する EU公衆の道徳的関心に対応する」という EUの政策目的は、GATT20条(a)「公徳の保護」の範囲に含まれる(7.631)また、EC制度の目的の貢献度も認められる(7.637、7.638)。また、貿易制限性についても、申立国が提案した代替措置の利用可能性が否定されており、EUアザラシ制度はGATT20条(a)の意味において必要と一応みなしうる(7.639)。

(ii) GATT20条(b)

EU は GATT20 条(b)に関する主張の一応の (prima facie) 立証に失敗した (7.640)。

(iii) GATT20 条柱書

IC例外及びMRM例外に関するTBT協定 2.1 条の下での分析は、柱書の諸要件との整合性 評価に関連し適用可能である(7.649)(⇒上級委)。同分析では、商業的狩猟とIC狩猟の 区別は正当だが、IC例外の企図・適用において「公平性 (even-handedness)」を欠いてい ると判断し、GATT20 条柱書の要件を満たさない。また、MRM例外については目的との合 理的関連性は存在せず、かつ正当化不能と判断したため、同様にGATT20 条柱書の要件を 満たさない(7.650)。

よって、EU は、EU アザラシ制度を GATT20 条(a)によって正当化することに失敗した (7.651)。

- (5) GATT11 条 1 項及び農業協定 4.2 条一省略
- (6) 非違反申立一省略

4. 結論と勧告

- (1) TBT 協定
- (i) EU アザラシ制度は、TBT 協定附属書 I パラ 1 の意味における「強制規格」である。
- (ii) IC 例外及び MRM 例外は TBT 協定 2.1 条に違反する。
- (iii) EU アザラシ制度は TBT 協定 2.2 条に違反する。
- (iv) EU は TBT 協定 5.1.2 条に違反した。
- (iv) カナダとノルウェーは EU の TBT 協定 5.2.1 条違反を立証しなかった (8.2)

- (2) GATT
- (i) IC 例外は GATT1.1 条に違反する。
- (ii) MRM 例外は GATT3.4 条に違反する。
- (iii) IC 例外、MRM 例外、旅行者例外は GATT11.1 条に違反しない。
- (iv) IC 例外及び MRM 例外は GATT20 条(a)の下、正当化されない。
- (v) IC 例外及び MRM 例外は GATT20 条(b)の下、正当化されない (8.3)。

(3) その他

GATT23 条(b)の非違反申立に関するカナダ及びノルウェーの主張については検討を差し 控える (8.4)。

(4) 利益の無効化侵害

EU が TBT 協定 2.1 条及び 5.1.2 条、GATT1.1 条及び 3.4 条に違反した限りにおいて、EU は、協定に基づきカナダ及びノルウェーに与えられた利益を無効化侵害した (8.5)。

(5) 勧告

DSB に対して、非適合的な措置を TBT 協定及び GATT 上の義務に適合させるよう EU に要請することを勧告する (8.6)。

Ⅲ. 上級委員会報告要旨

1. TBT 協定

- (1) 強制規格
- (i) TBT 協定附属書 I パラ 1 の解釈

「その関連する生産工程若しくは生産方法」とは、産品の特性と「結合」または「関連」を有する工程・方法であり、措置がこれら生産工程・生産方法を規定しているか否かを判断するためには、パネルは、措置によって規定される生産工程・方法が、産品の特性と関連すると十分な連関(sufficient nexus)を有しているか否かを検討しなければならない(5.12)。また、「適用可能な管理規定を含む」とは、産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法に関する行政的任務(governmental mandate)ゆえに適用される規定を意味する(5.13)。

5.12. The definition of a technical regulation further provides that such a regulation may prescribe "product characteristics or their related [PPMs]". The use here of the disjunctive "or" indicates that "related [PPMs]" may play an additional or alternative role vis-à-vis "product characteristics" under Annex 1.1. The Noun "process" is ordinarily understood to refer to "a course of action, a procedures, a series of actions or operations directed to some end, as in manufacturing". We further note that the

dictionary defines the term "production" as "[t]he process of being manufactured commercially, esp. in large quantities", while the word "method" is defined as "a (defined or systematic) way of doing a thing". A plain reading of Annex 1.1 thus suggests that a "related" PPM is one that is "connected" or "has a relation" to the characteristics of a product. The word "their", which immediately precedes the words "related processes and production methods", refers back to "product characteristics". Thus, in the context of the first sentence of Annex 1.1, we understand the reference to "or their related processes and production methods" to indicate that the subject matter of a technical regulation may consist of a process or production method that is *related* to product characteristics. In order to determine whether a measure lays down related PPMs, a panel thus will have to examine whether the processes and production methods prescribed by the measure have sufficient nexus to the characteristics of a product in order to be considered related to those characteristics.

(ii) EU の強制規格性

パネルが採用したアプローチに反対する (5.28)。EU アザラシ制度の適切な法的性質を 決定するために、パネルは、措置の「統合的かつ本質的な」側面を同定しつつ、その企図 及び運用を検討すべきであった (5.29)。

ECアスベスト事件上級委報告が示したように、措置が(アスベスト繊維のように)自然のままの状態の産品にのみ関するものであれば、それは強制規格ではない(5.34)。よって、純粋なアザラシ製品(pure seal products)の禁止はかかる製品にいかなる「特性」も規定していない。パネルは、この事実は措置が製品の特性を規定しているという結論に影響を与えないと述べるにとどまり、措置全体の統合的・本質的側面に十分な考慮がなされたとはいえない(5.36)。

EC アスベスト事件とは異なり、EU アザラシ制度は、製品がアザラシを含んでいるという理由のみでアザラシ製品を禁止しているのではなく、むしろ、これら禁止は、狩猟者のアイデンティティや狩猟の性質・目的に基づく条件に付されている(5.41)。しかし、附属書 I パラ 1 の条文又は従来の上級委報告にも、それらを産品の特性とみなす根拠を見出すことはできない(5.45)。

パネルは、EU アザラシ制度がその例外を通じて、一定の客観的な「特性」を有する産品のための適用可能な管理規定を設けたと判示した。しかし、すでに述べたように、同制度の統合的・本質的側面が産品の特性を規定しない以上、その関連する管理規定も製品の特性に適用可能とはみなしえない (5.52)。

よって、EU アザラシ制度が強制規格であるとしたパネルの裁定を覆す (5.59)。また、同制度が「関連する産品の生産工程若しくは生産方法」を規定しているか否かについて、紛争当事者間で十分な議論が尽くされていない以上、上級委によって法的分析を行うこと

はできない (5.69)。 その結果、TBT 協定 2.1 条、2.2 条、5.1.2 条、5.2.1 条に関するパネル裁定の無効を宣言する (5.70)。

2. 1994年GATT

GATT1.1 条及び3.4条
パネル裁定を支持する。

(2) GATT20条

(i) **EU** アザラシ制度の目的

DSU11 条 (問題の客観的評価) にパネルは違反したとするノルウェーの主張を却下し、EU アザラシ制度の主たる目的が、措置の影響を緩和するために先住民族その他の利益に配慮しつつ、EU 公衆のアザラシの福祉に関する道徳的関心に応えることである、とするパネル裁定を支持する (5.167)。

(ii) GATT20条(a)

ノルウェーの主張を却下し、GATT20条(a)の下での分析が EU アザラシ制度の規制的側面と許容的側面双方を検討すべきとしたパネル裁定を支持する(5.193)。

カナダは、EC アスベスト事件上級委報告を参照し、EU アザラシ制度が GATT20 条(a) の適用範囲に含まれると判断するためには、パネルは「保護」の対象となる「リスク」を 同定すべきであった主張している。しかし、人、動物又は植物の生命又は健康を対象とする GATT20 条(b)では科学的その他の手法により危険性評価が可能かもしれないが、同様の 危険性評価の手法は、GATT20 条(a)の公徳の同定又評価には妥当しないように思われる (5.198)。EU アザラシ制度の目的が GATT20 条(a)の範囲に含まれるとしたパネル裁定を 支持する (5.201)。

目的への貢献度についても、EU アザラシ制度がその目的に一定の貢献を行い、又は行い うるとしたパネル裁定を支持する(5.228)。また、代替措置の利用可能性についても、代 替措置は合理的に利用不可能であるとするパネル裁定を支持する(5.279)。

結論として、カナダ及びノルウェーの主張を却下し、EU アザラシ制度が GATT20 条(a) の意味において必要と一応みなしうるとしたパネル裁定を支持する(5.290)。

(iii) GATT20 条柱書

パネルは TBT 協定 2.1 条と GATT20 条柱書について同一のテストを用いた。「しかし、各々の下での分析には大きな相違が存在する。第 1 に、両規定の下で適用可能な法的基準が異なる。TBT 協定 2.1 条では、パネルは、措置が輸入産品に与える不利な効果が、輸入産品に対する差別を反映するというよりもむしろ、正当な規制上の区別に排他的に起因するか否かを検討しなければならない。他方で、GATT20 条柱書の下では、当該措置が同様の条件のもとにある諸国の間において、恣意的又は正当と認められない差別となるような方法で適用されているか否かが問題となる(5.311)。」「また、両規定の別の重要な相違は、

それらの主な機能及び範囲である。TBT協定 2.1 条は強制規格に関する無差別規定である。その結果、TBT協定 2.1 条の文脈では、輸入産品に不利な効果を与える規制上の区別のみが、『正当な規制上の区別』か否かを決定するために検討される。他方、GATT20 条柱書の機能とは、GATT20 条各号の下で例外を援用する一加盟国の権利と、1994年 GATTの下での他の加盟国の実体的権利との均衡を維持することにある(以下略)」(5.312)

TBT 協定 2.1 条と GATT20 条柱書の以上の相違から、パネルが両者に同一の法的テストを適用したことは誤っていた。よって、EU アザラシ制度の下での IC 例外及び MRM 例外の差別的効果が GATT20 条(a)によって正当化されることの立証に EU が失敗したとするパネル裁定を覆す。また、TBT 協定 2.1 条の下での分析に基づき、GATT20 条柱書の文脈でパネルが行った法的な中間裁定を覆す(5.313)。

上級委による分析としては、まず関係諸国の条件が「同様」であり(5.317)、特に IC 例外について、同様の条件の下にある諸国の間において恣意的又は正当と認められない差別の手段となるような方法で EU アザラシ制度が適用されていることを示す、同制度のいくつかの特徴を見出すことができる。第1に、EU は、同制度が商業的狩猟からのアザラシ製品と比べて IC 狩猟からのアザラシ製品を扱う方法が、アザラシの福祉に関する EU 公衆の道徳的関心に応えるという目的と両立しうることを示さなかった。第2に、IC 例外の「生存」「部分的使用」という基準の著しい曖昧さである。IC 例外の基準における曖昧さ及び当該基準の適用に際して認証機関が享受する裁量を考慮した場合、「商業的」狩猟とみなされるべきものから派生するアザラシ製品が IC 例外の下に EU 市場に潜在的に導入されうる。最後に、カナダのイヌイットの IC 例外へのアクセスを促進するため、グリーンランドのイヌイットに対するのと同等の「相当な努力」を行ったという EU の主張は説得的ではない(5.338)。

以上の理由から、特に IC 例外について、EU アザラシ制度が GATT20 条柱書の諸要件を満たす方法で企図・適用されていることを EU は立証しなかったと判断する。その結果、EU は同制度を GATT20 条(a)の下で正当化しなかった (5.339)。

3. 結論及び勧告

(1) TBT 協定

EU アザラシ制度を強制規格としたパネル裁定を覆し、TBT 協定 2.1 条、2.2 条、5.1.2 条、5.2.1 条に関するパネルの結論を無効と宣言する。

(2) GATT1.1 条及び 3.4 条

- (i) TBT 協定 2.1 条の無差別義務の法的基準が、GATT1.1 条及び 3.4 条には同様に当てはまらないとしたパネル裁定を支持する。
 - (ii) EU アザラシ制度が GATT1.1 条に違反するとしたパネル裁定を支持する。

(3) GATT20 条(a)

- (i) GATT20 条(a)の分析が EU アザラシ制度の規定的・許容的側面を検討すべきである、 としたパネル裁定を支持する。
- (ii) EU アザラシ制度の目的が GATT20 条(a)の範囲に含まれるとしたパネル裁定を支持する。
- (iii) EU アザラシ制度が GATT20 条(a)の意味において必要と一応みなしうるとしたパネル裁定を支持する。

(4) GATT20 条柱書

- (i) 誤った法的テストを適用したことにより、GATT20条柱書に関するパネル裁定を覆す。
- (ii) 改めて分析を行った結果、特に IC 例外との関係で、EU アザラシ制度が GATT20 条柱書の諸要件を充足する方法で企図・適用されたことを EU は立証しなかったと裁定する。
 - (iii) その結果、EUはGATT20条(a)の下でEUアザラシ制度を正当化しなかった。

(5) GATT20 条(b)

GATT20条(b)に基づくEUの上訴については、上訴の条件が満たされていないため、いかなる判断も行わない。

(6) 勧告

DSB に対して、本報告及び本報告により修正されたパネル報告が 1994 年 GATT 違反と 認定した措置を当該協定上の義務に整合的なものにするよう EU に要請することを勧告す る。

IV. 評釈

1. 本件の位置付け

WTO設立後、TBT協定に関してはWTO紛争解決手続において紛争が提起されることはほとんどなかった。しかし 2012 年、米国クローブタバコ事件上級委報告(WT/DS406/AB/R)、米国マグロⅡ事件上級委報告(WT/DS381/AB/R)、及び米国COOL措置事件上級委報告(WT/DS384, 386/AB/R)という3つの上級委報告が相次いで発出された。これら報告を通じて上級委がTBT協定の解釈を示したことで、同協定への関心は急速に高まった。2014年に上級委報告が発出された本件も、かかるTBT協定の活発化の流れに位置付けることができる¹。

¹ 本件については日本でもすでに紹介・分析がなされている。さしあたり以下を参照。小林 友彦「『EU によるアザラシ製品の輸入禁止』事件(カナダ対 EU)に係る WTO 紛争処理 手続の動向一動物福祉と先住民の権利との相克?」『商学討究』62 巻 1 号(2011 年)145 - 164 頁; 関根豪政「国際貿易を通じた EU の規制力―『動物福祉』貿易制限の評価と意義」遠藤乾、鈴木一人編『EU の規制力』(日本経済評論社、2012 年)129-144 頁; 中西優美

本件では、1994年GATT1.1条、3.4条及び20条(a)などの解釈についても重要な判断がなされたが、それらについては他の論者によりすでに詳細な分析がなされている²。そこで以下では、TBT協定解釈における本件の意義に焦点を絞り、若干の考察を示したい。

2. TBT 協定解釈における本件の意義

本件では、そもそも EU アザラシ制度が「強制規格」であるとしたパネルの裁定が上級 委によって覆され、その強制規格としての性質が否定された。問題となった措置の強制規 格性が否定されたのは、WTO において本件が初めてである。

EU アザラシ制度の強制規格性が否定された結果、TBT 協定 2.1 条及び 2.2 条その他、同協定の実体的諸規定に関する上級委の解釈が示されることはなかった。そのなかで、TBT 協定解釈における本件の意義としては、強制規格(TBT 協定附属書 I パラ 1)の解釈、及び TBT 協定 2.1 条と GATT20 条柱書の関係の 2 点を指摘することができる。

(1) 強制規格:TBT 協定附属書 I パラ 1 の解釈

TBT 協定附属書 I パラ1の第1文は、強制規格を「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む)」と規定している。問題となる措置が「強制規格」に該当するか否かについては、EC アスベスト事件上級委報告が3つの基準を提示している。すなわち、①文書が同一の製品または製品のグループに適用されること、②文書が製品の1つ以上の特性を規定していること、及び③製品の特性の遵守が義務的であること、という基準である。

近年の3つの事件でも同基準が適用され、問題となった各々の措置の強制規格性が肯定された。しかし、本件において上級委は、同一の基準に依拠しつつ、EU アザラシ制度の強制規格性を否定した。すなわち、上級委は、上記3基準の②「産品の特性」の文脈において、アザラシ製品の禁止が、製品がアザラシを含んでいるという理由のみではなく、狩猟者のアイデンティティや狩猟の目的・性質によるものであり、それらは産品の特性としてみなしえないとして強制規格性を否定したのである。

本件におけるかかる上級委の判断をいかに解釈すべきであろうか。まず指摘すべきは、 アザラシ製品の市場への導入を原則的に禁止しつつ、3つの例外を設けたEUの本件措置は、 その本質上、いわゆるPPM(生産方法・工程: Process or Production Methods)規制であ

子「EU 環境法判例(2)動物福祉と EU アザラシ製品貿易規則の取消訴訟」『一橋法学』13 巻 1 号(2014 年)299-320 頁。

² 例えば、以下を参照。川瀬剛志「WTO 協定における無差別原則の明確化と変容―近時の判例法の展開とその加盟国規制裁量に対する示唆」『RIETI Discussion Paper Series』 15-J-004(2015年); G. Shaffer, D. Pabian, "The WTO EC-Seal Products Decision: Animal Welfare, Indigenous Communities and Trade (shorter version)", *American Journal of International Law*, 2015, Forthcoming; *UC Irvine School of Law Research Paper*, No. 2014-69, available at SSRN: http://ssrn.com/abstract=2530548.

ったということである。この点、TBT協定上のPPM規制について議論があったことを想起する必要がある。すなわち、TBT協定附属書 I パラ 1 第 1 文に「産品の特性又は<u>その関連</u>の生産工程若しくは生産方法」(強調筆者)とあることから、最終製品に影響を与えるPPMのみがTBT協定の規律対象となるのか、それともより広範に同協定の規律が及ぶのかという見解の相違である³

本件において上級委は、第1文の「その関連する生産工程若しくは生産方法」について、Shorter Oxford English Dictionary を参照しつつその意味内容の解釈に努めているが、本件で同解釈を適用することはなかった。というのも、上級委は、一方で本件措置の PPM 規制の側面を「産品の特性」との関係で取り上げその強制規格性を否定し、他方で「その関連する生産工程若しくは生産方法」に該当するか否かについては、紛争当事者間で議論を尽くされていないとして判断を回避したからである。

以上のように、本件で上級委はEUアザラシ制度の強制規格性を否定したが、その背景には、過去の事例において強制規格性が比較的緩く解されてきた結果、TBT協定の規律が広範に及び、加盟国の規律権限を過度に制約しているのではないかとの懸念が存在する。この点、本件での上級委は、強制規格性の解釈を通じて、TBT協定の規律範囲を限定したものを解することができよう4。

しかし、TBT 協定の規律範囲がどの程度限定されるかは依然として明確ではない。同協定と PPM 規制の関係については、米国マグロ II 事件において、マグロの漁法に関する米国の PPM 措置の強制規格性がパネル・上級委によって認定された。しかし、米国の措置はラベル表示であり、ラベル表示ではない PPM 規制が TBT 協定附属書 I パラ I 第 I 文の下で強制規格として性質決定されるか否かはいまだ明らかではなく、それゆえ今後の上級委の解釈が注視される。

(2) TBT 協定 2.1 条と GATT20 条柱書の関係

TBT 協定に関するほとんどのパネル判断が覆されたなか、本件において注目されるのが、TBT 協定 2.1 条と GATT20 条柱書の関係に関する上級委の判断である。上級委は、両者に適用可能な法的基準の相違、並びに両者の機能及び目的の相違を指摘し、GATT20 条柱書について TBT 協定 2.1 条と同一の法的テストを適用したパネル裁定を覆した。本件でのかかる上級委の判断は、近年の3つの上級委報告を確認するものであり妥当といえよう。

また、ラベル表示ではないPPM規制など紛争当事者間で問題となる措置の強制規格性が 争われる場合、本件のようにTBT協定 2.1 条に関するパネル裁定が無効と判断される可能性 がある。その場合、上級委はGATT1 条又は 3 条との適合性及び 20 条による正当化などを

³ 内記香子「米国―マグロラベリング事件(メキシコ)(DS381) —TBT 紛争史における意 義」『RIETI Policy Discussion Paper Series』13-P-014(2013 年)23-24 頁。

⁴ R. Howse, J. Langille, and K. Sykes, "Sealing the Deal: The WTO's Appellate Body Report in EC-Seal Products", *AJIL Insights*, Vol.18, Issue.12 (2014).

自ら検討しなければならない⁵。この観点からは、TBT協定 2.1 条とGATT20 条柱書について異なる法的基準を設定することで、パネル段階において紛争当事者が十分な審理を尽くすことが有益であろう。

⁵ 内記「米国一マグロラベリング事件」前掲注(3)、37 頁。